

GenEpic™ 業務基本契約書

_____ (以下「甲」という。)と BioQuest Overseas LLC (以下「乙」という。)は、米国 Nutranomics 社が製造する GenEpic 及び GenEpic バインダーの取り扱いにつき、以下のとおり契約する。

第1条 (目的)

本契約は、甲及び乙が、GenEpic 及び GenEpic バインダー (以下「本製品」という。)の取り扱いに関して基本的事項を定めるために締結する。

第2条 (分担)

本製品の取り扱いにつき、甲及び乙の分担は、本契約あるいは甲乙間の別途の契約に定めるほか、以下のとおりとする。

甲：本製品を患者への使用、使用結果の情報提供、情報分析を担う

乙：本製品を甲への提供、患者の本製品の個人輸入の手續代行、米国 Nutranomics 社との事務連絡を担う

第3条 (本製品の非独占的取り扱い)

- 1 甲は、本製品を本契約その他の契約に基づき、非独占的に取り扱うものとする。
- 2 乙は、本製品を、本契約と同旨の契約を締結しない第三者に対して供給しない。

第4条 (ジェネピック使用契約書兼 申込書及び同意書の徴求義務)

甲は、本製品を取り扱うに際し、本製品を施用する患者から本製品の取り扱いについて乙の定める書式によるジェネピック使用契約書兼 申込書及び同意書を徴求しなければならない。

第5条 (代金の取り扱い)

- 1 甲は、ジェネピック使用契約書兼 申込書に記載の、必要代金を患者に連絡し、患者がその代金を乙の指定する口座へ、すみやかに滞りなく振り込む様に指示するものとする。乙は入金確認後、指定クール分の本製品を患者に配送する手続きを速やかに行う。
- 2 乙は、別途甲乙間で決定する医療期間への対価を、毎月20日に締め切り、甲あるいは甲の指図する第三者による請求書に基づき、同月末日 (土日祝日の場合はその前営業日) までに、甲の指定する銀行預金口座に振り込む方法により支払う。振込手数料は甲の負担とする。
- 3 第1項の代金と第2項の対価との差額は、乙が保有し、本製品代金、別途本製品の使用に必要な生活指導の対価の支払い等の経費、乙の管理料等の経費、その他の経費あるいは乙の利益に充てる。
- 4 患者が代金を支払われない場合は、乙は本製品の供給を停止することができる。
- 5 第2項の本製品の対価には、送料と関税と輸入消費税は含まれないものとする。
- 6 本製品の代金以外の費用 (治験実施など) については、甲乙協議のうえ、別途書面 (GenEpic 癌治験委託契約書など) をもって合意するところに従う。

第6条 (情報の交換)

- 1 甲及び乙は、本業務の遂行に必要な情報を相互に開示するものとする。ただし、法令又は第三者との契約により制限されている場合はこの限りでない。
- 2 前項の規定により開示された情報は乙が集約し、必要に応じて甲あるいは他の第三者に提供することができるものとする (ただし、提供先は医師あるいは医療法人もしくは先進医療臨床研究会 (同研究会の後継団体あるいは研究会の構成員を含む) もしくは米国 Nutranomics 社に限る。医師あるいは医療法人もしくは先進医療臨床研究会もしくは米国 Nutranomics 社以外の第三者に情報提供する場合は事前の書面による同意を要する。)
- 3 甲及び乙は、本条の規定によりいずれの当事者から開示された情報は、本業務の目的あるいは研究の目的のみに使用するものとし、その他の目的に使用してはならない。

第7条 (権利の取扱い)

- 1 甲及び乙は、本契約により、あるいは本製品の使用により発生した著作権、特許権、実用新案権及び意匠権 (以下あわせて「工業所有権」という)、工業所有権を受ける権利及びノウハウ (以下「工業所有権」、「工業所有権を受ける権利」及び「ノウハウ」を総称して「工業所有権等」という) の権利の帰属について、甲の学会発表等の研究発表に基づく成果は原則として甲の帰属とし、その余については当該工業所有権等の発生に対する貢献度合いに応じて甲乙協議の上で定めるものとする。
- 2 工業所有権等について、甲乙のどちらかから実施許諾の申出があった場合は、これに応じるものとし、その条件については、甲乙協議のうえ、別途書面をもって定める。なお、前項の権利の帰属について協議が未了である場合であっても、甲あるいは乙は実施することができるものとする。

第8条 (秘密保持)

- 1 甲及び乙は、互いに、相手方から開示された業務上の秘密 (書類・図面・仕様書・見本・資料その他から知り得た技術上及び取引上の情報等。本基本契約の内容を含む。)を、相手方の書面による承諾なしに、役員及び従業員 (派遣社員、アルバイトを含む。以下同様とする。)並びに弁護士、税理士及び公認会計士等法令上の守秘義務を負う者以外の第三者に漏洩してはならない。
- 2 甲及び乙は、前項に規定する相手方の業務上の秘密を、本基本契約の目的以外に使用または利用してはならない。
- 3 甲及び乙は、本契約期間満了後または失効後も、なお5年間、前2項の義務を負うものとし、当該義務の違反により生じた相手方の損害を賠償する責を負う。
- 4 本条第1項に規定する相手方の業務上の秘密の内、次の各号に掲げる情報は、これを除くものとする。
 - (1) 相手方から提供を受ける前に既に保有している情報
 - (2) 秘密保持義務に違反することなく、開示後に公知となった情報
 - (3) 相手方から開示を受けた時点で、既に公知、公用であった情報
 - (4) 相手方から開示を受けた情報を参照することなく、独自に開発した情報
 - (5) 裁判所または法律により開示が要求された情報。ただし、当該要求された者は、当該命令につき相手方へ開示前に通知を行うものとし、かつ、秘密情報の保護について相手方へ協力する。
- 5 本契約締結以前に秘密保持契約が締結されていた場合は、前4項の規定に抵触しない範囲で、秘密保持契約の規定が優先する。

第9条（再委託）

甲及び乙は、第2条の分担業務の全部あるいは一部を、いずれの当事者の書面による同意を得ることを条件により、第三者に委託することができる。この場合、再委託先は委託者と同一の責任を負うものとし、委託者は再委託先の債務について連帯して保証する。

第10条（解除）

- 1 甲乙のいずれかに、次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、その他の当事者は何ら催告を要することなく書面で通知（ファクシミリ又は電子メールによる通知でもよい。）することにより、本契約または関連する契約の全部または一部を解除することができる。
 - (1) 本契約の条項に違反し、相当期間を定めて催告してもなお当該違反を是正しないとき。
 - (2) 対価の支払いを履行せず、相当の期間を定めて催告を受けたにもかかわらず是正されないとき。
 - (3) 会社の解散・合併・資本減少・営業廃止或いは営業の全部若しくは一部の譲渡を行い、その他事業に重大な変更を生じたとき。
 - (4) 破産・民事再生・会社更生等の申立をなし、または申立を受けもしくはそれらの虞があると認められる相当の事由があるとき。
 - (5) 支払いの停止（1回だけの手形または小切手の不渡りを含む。）があったとき、または手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
 - (6) 差押、仮差押、仮処分もしくは競売の申立があったとき、または滞納処分を受けたとき。
 - (7) 関係官庁から営業の許可取消処分、停止処分またはそれに類する処分を受けたとき。
 - (8) 会社自身、または会社代表者が刑事訴追されたとき。
 - (9) 構成員が集会的または常習的に違法行為を行うことを助長する虞のある者または団体（広域指定暴力団等）（以下「反社会的勢力」という。）と関わりがあり、または反社会的勢力の影響下にあると認められる場合。
- 2 前項の規定は、相手方に対する損害賠償の請求を妨げない。
- 3 甲または乙は、本条第1項各号のいずれかにでも該当したときは当然に期限の利益を失い、相手方に対して負担する一切の金銭債務を直ちに弁済する。
- 4 甲または乙は、本条第1項第4号に該当する場合は、直ちに相手方に通知し、相手方の商品及びその仕掛品または相手方からの貸与品・支給品等がある場合は、これらを自己の財産と分離し、第三者をしてこれらの商品等が相手方の所有物であることを認めさせるに足りる適切・有効な処置をとらなければならない。

第11条（損害賠償）

本契約に伴い、当事者（委託先、再委託先等がある場合はその先も含む。）の故意あるいは過失により、相手方に損害が生じた場合（相手方が第三者に対して債務を負担する場合を含む。）は、当事者は、当該損害について損害賠償責任を負うものとする。

第12条（合意管轄）

甲乙において、本契約に基づく取引に関して紛争が生じ、法的手段による解決の必要が生じた時は、日本法を準拠法とし、東京地方裁判所を第一審の専属合意管轄裁判所とする。

第13条（契約有効期間と更新）

- 1 本契約の有効期間は、平成____年____月____日から1年間とする。
- 2 本契約の更新については、有効期限の30日前までに書面による特段の申し出がない限り同一条件で自動更新されるものとする。
- 3 本契約が何らかの理由により終了した場合であっても、それまでに開示された情報の取扱についてはなお従前の例によるものとし、医師あるいは医療法人もしくは先進医療臨床研究会に対する情報提供ができるものとする。また、工業所有権等の取扱いもなお従前の例によるものとし、契約終了により実施権が失われることはないものとする。

－ 以上 －

以上本契約締結の証として、本書2通を作成し、各自記名捺印のうえ甲乙各1通を保有する。

平成____年____月____日

甲 （住所）
（施設）
（代表者）

印

乙 （住所） 1136 Union Mall Ste 301 Honolulu, HI 96813
（施設） Bio Quest Overseas L.L.C.
（代表者） Member C.E.O. Robert Nakayama



Sign